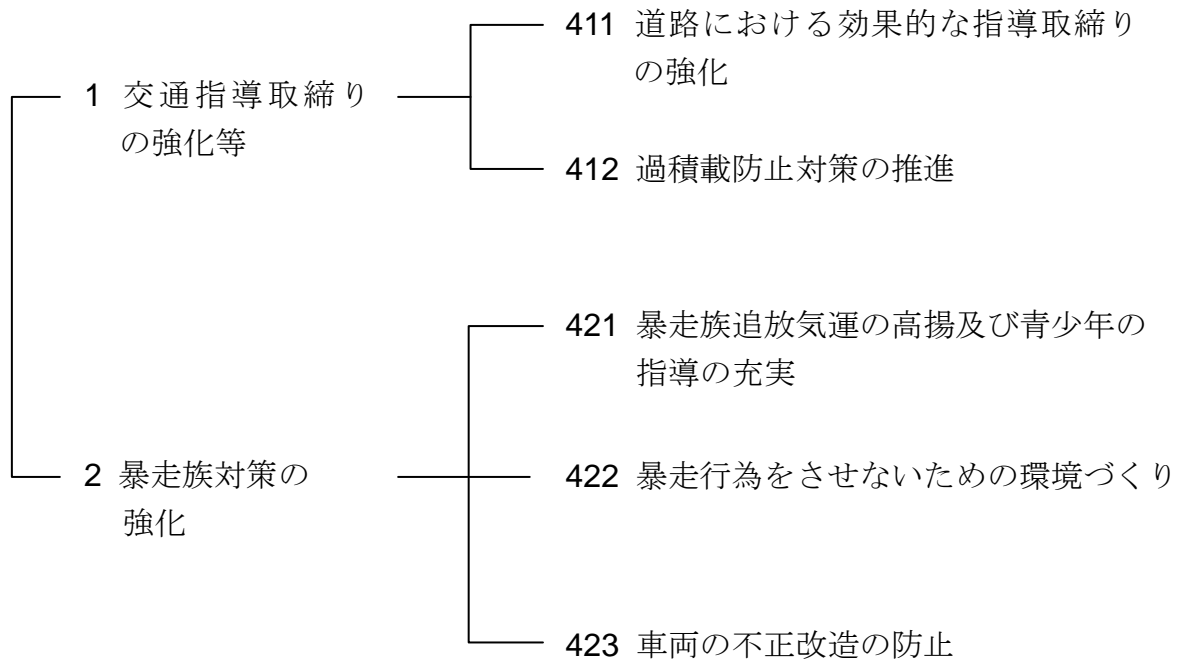


## 第4章 道路交通秩序の維持

【施策の体系】



## 解説

交通ルール無視による交通事故を防止するため、交通指導取締り、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反及び、事故が発生しやすい交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

さらに、暴走族対策及び旧車會対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進します。



夏の交通事故防止運動・出発式

### 1 交通指導取締りの強化等

- 1 交通指導取締りの強化等
  - 411 道路における効果的な指導取締りの強化
  - 412 過積載防止対策の推進

#### 411 道路における効果的な指導取締りの強化

道路においては、歩行者及び自転車利用者の交通事故防止と事故多発路線等における重大事故の防止等に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進します。

##### (1) 事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態を分析し、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質・危険性、迷惑性の高い違反、さらには、市民からの取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、運転者の周辺で飲酒運転や

無免許運転を助長し、容認している者に対する取締りを徹底するなど、飲酒運転や無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。

また、交通事故時の被害軽減に高い効果があるシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用の指導取締りを強化します。

さらに、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、結果を取締り計画に反映させ、より交通事故抑止に資する指導取締りを推進します。

### (2) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する刑事責任を追及し、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図ります。

### (3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、傘さし、イヤホン、携帯電話の使用及び通行者に危険を及ぼす違反等に対して自転車指導警告カードを活用した指導警告を行います。

自転車事故の多くは、自転車側にも交通違反が認められることから、悪質・危険な自転車利用者に対する取締りを強化します。

### (4) 生活道路の進入車両の指導取締り

スクールゾーン等、生活道路における安全な走行方法の普及、指導取締りを総合的に推進します。

## 412 過積載防止対策の推進

埼玉県過積載防止対策推進会議において決定した「埼玉県過積載防止対策」に基づき、公共工事発注者と連携した過積載防止対策を推進するとともに、各種広報啓発活動を推進します。

## 2 暴走族対策の強化

- 2 暴走族対策の強化
  - 421 暴走族追放気運の高揚及び青少年の指導の充実
  - 422 暴走行為をさせないための環境づくり
  - 423 車両の不正改造の防止

### 421 暴走族追放気運の高揚及び青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、凶悪化する暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行います。

また、学校等において、青少年に対し、暴走族に加入しないよう適切な指導等を実施します。この場合、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を考慮し、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全な育成を図る観点からの施策を推進します。

### 422 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆の集合場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等を集合させない環境づくりを促進するとともに、地域における関係機関・団体の連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを促進します。

### 423 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止し、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないことがないように「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。